

# クリエイティブ関連企業移転促進に関する企業動向調査業務 プロポーザル実施要領

## 1 業務の名称

クリエイティブ関連企業移転促進に関する企業動向調査業務

## 2 発注者

群馬県知事 山本一太 (担当課：eスポーツ・新コンテンツ創出課)

## 3 趣旨・目的

群馬県へのクリエイティブ関連企業移転促進に向けた企業ニーズ調査及び現状分析調査を行い、企業移転の促進を図るほか、移転促進に向けた課題を明らかにすることを目的とする。

## 4 業務の内容・予算額

**クリエイティブ関連企業移転促進に関する企業動向調査業務 仕様書**のとおり  
(採用された企画提案にもとづき、業務内容を調整する)

## 5 応募資格

- プロポーザルに参加できる者は、個人若しくは法人とし、次の条件のすべてを満たしていること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
  - (2) 群馬県の入札参加制限を受けている期間中の者でないこと。
  - (3) 会社法に基づく清算の開始、破産法の規定に基づく破産申し立て、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者(再生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く)でないこと。
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
  - (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
  - (6) 所在地において国税、都道府県税、市町村税の滞納をしていないこと。

## 6 スケジュール

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| (1) 企画提案募集  | 令和4年8月22日(月)～9月16日(金) |
| (2) 説明会     | 令和4年8月25日(木)          |
| (3) 質問受付期限  | 令和4年9月5日(月)           |
| (4) 参加申込期限  | 令和4年9月12日(月)          |
| (5) 応募期限    | 令和4年9月16日(金) 12時必着    |
| (6) 一次審査    | 令和4年9月20日(火)～9月22日(木) |
| (7) 二次審査    | 令和4年9月26日(月)頃         |
| (8) 採用案決定通知 | 令和4年9月28日(水)頃         |
| (9) 契約期間    | 契約締結日～令和5年3月31日(金)    |

## 7 質問受付

- (1) 質問受付期限 令和4年9月5日(月)
- (2) 質問方法 下記の質問先に【別紙様式第3号 質問書】により、電子メールで提出する。

<質問先> 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁11階北側  
群馬県 産業経済部 戦略セールス局  
eスポーツ・新コンテンツ創出課  
新コンテンツ創出係  
担当者 見城  
TEL 027-897-2964  
メール kontentsuka@pref.gunma.lg.jp

- (3) 回答 質問書受付日から5日以内に電子メールにより回答する。質問の内容や回答は、個別の企画提案の内容に関わるものを除き、県ホームページに公開する場合がある。

## 8 参加申込

- (1) 申込期限 令和4年9月12日(月)
- (2) 申込方法 上記7(2)のアドレスあて【別紙様式第2号 参加申込書】により、電子メールで提出する。

## 9 実施要領・仕様書・別紙様式第1～7号の配布

- (1) 配布方法 本【実施要領】と、【クリエイティブ関連企業移転促進に関する企業動向調査業務仕様書】、及び【別紙様式第1～7号】は、群馬県ホームページからダウンロードする。

## 10 説明会

- 本公募への参加を希望する事業者に対し、以下のとおり仕様説明会を実施する。
- (1) 日時 令和4年8月25日(木)午後1時30分～2時30分
- (2) 会場 オンライン (Zoom を利用予定)
- (3) 参加方法 説明会参加申込書【別紙様式第1号 説明会参加申込書】を電子メールにて提出すること。  
※メールの件名を「応募事業者名/「クリエイティブ関連企業移転促進に関する企業動向調査業務 仕様説明会」とすること  
ア 提出期限 令和4年8月24日(水)午後3時  
イ 提出先 上記7(2)のとおりに行う
- (4) 参加者 各社2名以内
- (5) その他 説明会は仕様の説明および質疑応答を行う

## 11 応募手続き

- 応募する場合は、次のとおりデータと書類を提出する。
- (1) 提出書類
- a. 企画提案書 **【別紙様式第4号】**
    - ・提案の考え方
    - ・仕様書4に係る具体的な調査手法、調査対象(対象件数を明記すること)、その他の提案
    - ・本業務遂行に係るアイデアや工夫した点、着目して欲しい点など
    - ・業務の実施方針
    - ・業務実施スケジュール
    - ・過去に行った調査や類似事例の実績など
    - ・その他
  - b. 業務実施体制 **【別紙様式第5号】**
  - c. 費用見積書 **【任意様式】**
  - d. 誓約書 **【別紙様式第6号】**
  - e. 課税(免税)事業者届出書 **【別紙様式第7号】**
  - f. その他、必要な資料(任意)
  - g. 法人登記簿謄本の写し(3ヶ月以内に発行されたもの)
  - h. 決算書の写し(直近のもの1期分)
  - i. 会社案内のパンフレット等  
(上記g,hは、群馬県の「物品等購入契約資格者名簿」掲載者は提出不要)
- (2) 提出方法 下記の提出先あてに、電子メール、持参、郵送もしくは宅配便での送付により提出する。また、持参により提出する場合は、土曜・日曜・祝日を除く9時から17時(9月16日(金)は12時)までとする)  
<提出先> 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁 11階北側  
群馬県 産業経済部 戦略セールス局  
eスポーツ・新コンテンツ創出課  
新コンテンツ創出係  
担当者 見城
- (3) 提出期限 令和4年9月16日(金)12時必着
- (4) 書類の取扱い
- ・提出された応募書類は返却しない。
  - ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成する場合がある。

- (5) その他
- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とする。
  - ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。
  - ・提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨書面にて提出する。

## **1.2 審査**

提出された書類に基づき一次審査を行い、その後、第一次審査通過者を対象に、企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリング等による第二次審査を行い、最も優れた企画提案を提出した事業者を、委託業者の優先交渉者として決定し、委託契約の交渉を行う。

### (1) 一次審査

- ・審査期間 令和4年9月20日(火)～9月22日(木)
- ・審査方法 応募書類をもとに書類審査を行う。
- ・審査項目
  - ①趣旨・目的を十分理解した提案となっているか(20点)
  - ②効果的な調査手法となっているか(30点)
  - ③調査対象の選定は妥当か(20点)
  - ④調査実績は十分か(10点)
  - ⑤調査にあたっての実施体制は十分か(10点)
  - ⑥見積り金額等、費用算定が適切か(10点)
- ・結果連絡 応募者全員に結果を連絡する。(9月23日(金)頃)

### (2) 二次審査

- ・審査期間 令和4年9月26日(月)頃
- ・審査方法 プレゼンテーション、ヒアリング等により審査を行う。  
(時間等の詳細は一次審査通過者に連絡する)
- ・審査項目 上記一次審査の審査項目に同じ。
- ・結果連絡 二次審査参加者全員に結果を連絡する。(9月28日(水)頃)  
なお、優先交渉者名は県ホームページ上で公表する。

## **1.3 契約**

### (1) 契約期間

契約締結日～令和5年3月31日(金)

### (2) 契約方法

- ・群馬県財務規則に基づいて、群馬県が優先交渉者と契約締結の交渉を行う。
- ・契約締結の交渉にあたっては、企画提案書の内容について調整を行い、必要がある場合には、その内容を変更する場合もある。
- ・契約締結の際は、上記交渉による調整後の業務仕様書を改めて群馬県から示したうえで見積書を提出する。
- ・上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

## **1.4 要領記載外の事項**

本実施要領に定めのない事項、又はこの要領の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、群馬県知事が定めるものとする。